

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 再犯防止対策推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部地域福祉課地域福祉係 電話番号：058-272-8435

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 620 千円（前年度予算額： 837 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	837	0	0	0	0	0	0	0	837
要求額	620	0	0	0	0	0	0	0	620
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

再犯防止推進法、国の再犯防止推進計画及び岐阜県再犯防止推進計画に基づき、国との適切な役割分担を踏まえて、市町村・民間団体等との緊密な連携協力を確保し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する。

(2) 事業内容

1 再犯防止対策推進協議会の開催

・岐阜県再犯防止推進計画策定委員会の構成機関を中心に新たな関係機関を加え、岐阜県再犯防止推進計画の推進について協議するための協議会を開催

2 再犯防止推進研修の開催

・市町村職員・関係機関職員・県民等を対象とした研修会を開催し、再犯防止に関する理解を深め、市町村再犯防止推進計画策定や施策の実施に向けた機運を醸成する。

(3) 県負担・補助率の考え方

再犯防止推進法第4条第2項の規定に基づき、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を県が有するため県負担で実施。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	231	委員報償費、講師謝金
旅費	122	委員費用弁償、職員旅費
その他	267	消耗品費、会議費、役務費、使用料
合計	620	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・岐阜県再犯防止推進計画（平成30年度策定）

(2) 国・他県の状況

- ・国 「再犯防止推進計画」策定（平成29年12月15日閣議決定）
- ・鳥取県「鳥取県再犯防止推進計画」（平成30年4月策定）

(3) 事業主体及びその妥当性

- ・再犯防止対策推進に係る事業は、罪を犯した人の円滑な社会復帰を促し、県民の安全で安心な生活を守るとともに、県全域での明るい社会づくりにつながるものであり、県が事業主体となることは妥当。

事業評価調査書

新規要求事業
 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯防止に関する施策を盛り込んだ計画を策定し、関係機関と連携して計画を推進する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
市町村再犯防止推進計画策定市町村数	0市町村 (H29)	0市町村 (H30)	4市町 (R1)	5市町 (R2)	42市町村 (R4)	11.9%

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

市町村職員や保護司を対象に、再犯防止推進セミナーを令和2年度内に開催予定。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

再犯防止推進セミナーの開催により、市町村における計画策定や施策の実施の必要性を訴えることができた。

岐阜県再犯防止推進協議会を設置し、関係機関との間で情報共有と連携を図ることが出来た。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっている。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価)	

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 薬物依存者の再犯率低減が課題。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 犯罪をした人の社会復帰のためには、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用促進など、長期の支援が必要であることから、継続的に実施していく必要がある。
--